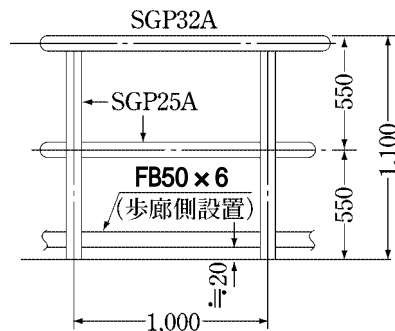


行う。法規則に定められたものは、これにしたがう。

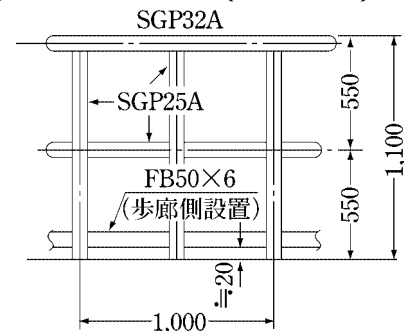
- (6) 溶接作業中は、漏電、電撃、アークなどによる人身事故及び火災防止の処置を十分に行い、作業環境の整備を図る。
6. 駆動部は、チェーン、Vベルト等による駆動の場合噛み合い良好にして、効率の高いものとし、危険防止のカバーを取付ける。
なお、屋内のカバーは、外からカバー内が点検できる構造とする。
7. 歯車は、機械切削で高級仕上げを行ったものとする。
8. 潤滑部分は、回転数、負荷に対して適切な形式とし、耐久性に優れたものとする。また、給・排油作業が容易に行えるよう各油口は色表示をおこなうと共に、排油口には弁・配管等を取付ける。
9. 各部仕上げ及び組立ては、ていねいに行い必要箇所には分解組立てに便なるよう合せマーク等をつける。
10. ポンプ等のドレン管は、取外し可能なようにユニオンを取付ける。
11. 屋外機器カバー、屋外盤は、防水、防砂、防じん、**温度上昇**等を考慮した構造とする。
12. 薬品溶解槽、ケーキホッパ等の槽類に設ける点検用開口蓋は、鎖等で機器とつなぎ、落下を防止する。また開口部には、格子蓋を取り付ける。
13. 手摺、点検歩廊、階段の標準寸法・材質については、次例による。なお、歩廊、階段等には、水抜き穴の施工及び滑止め等の対応を行う。また、既設との接続があるときは、監督職員の指示による。

(1) 手摺

a) 機械まわり一般用



b) 機械まわり高所(4m以上)用



c) 池まわり用アルミ手摺は、土木施設標準図(詳細)土木・建築・建築設備編(平成12年版)による。

(注) **手摺のコンクリート面取付は原則として、あと施工アンカー(接着系)による。**

(2) 点検歩廊

- ア 歩廊幅は、原則として800mm以上(有効700mm以上)とする。
- イ 歩廊床材は縞鋼板(t4.5mm以上)又は、鋼製グレーチングとする。

(3) 階段

- ア こう配は水平に対して45°を原則とする。
- イ けあげの寸法は200~230mmでかつ、各踏面の間は、同一とする。
- ウ 踏面の寸法は220~300mmで、かつ各踏面は、同一とする。両面の曲げは30mm以上とする。